



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年4月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年3月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 しなの
- 3 代表者の氏名
若麻績 侑 孝
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字中御所岡田107番地5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、日常生活を脅かす凶悪犯罪が増加するなど、治安の悪化が懸念される社会情勢に対し、各種犯罪の防止対策等の地域安全活動を推進し、安心安全なまちづくりの構築を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年4月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年3月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 りんごの里
- 3 代表者の氏名
岩井 澄 夫
- 4 主たる事務所の所在地
長野県須坂市大字須坂1439番地5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、生活支援を必要としている高齢者・障害者に、いつでも・どこでも・誰にでも公平に支援サービスを提供することを基本に、自立・自助のバックアップ、並びに介護者養成等に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年4月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年3月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 カントリー ファーム
- 3 代表者の氏名
上原 正 巳
- 4 主たる事務所の所在地
須坂市大字須坂1310番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高次脳機能障害者とその家族を主たる対象に、農業活動や環境保全事業を行い身体的・精神的リラクゼーションとリハビリテーションの"場"を提供するとともに、高齢社会において人々が生き甲斐を見出す"場"を創出し、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年4月4日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 穂高店
南安曇郡穂高町大字穂高5626-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (年間60日 午前9時)	午後9時
細川陽子	午前10時	午後8時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
細川陽子	午前 9 時	午後 9 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変 更 前	変 更 後
1	午前 8 時30分から 午後 9 時30分まで	午前 8 時から 午後 9 時まで
2		24時間

- 4 変更年月日
平成17年 5月20日
- 5 届出年月日
平成17年 3月16日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課及び長野県松本地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年 4月 4日から平成17年 8月 4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日
付け12産振第137号)様式第 8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年 4月 4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイスアショッピングセンター飯山店
飯山市大字静間1967ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)ベイスア
群馬県伊勢崎市下道寺町510
- 3 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
12か所	12か所

位置は届出書に添付された図面のとおりに

- 4 変更する年月日
平成17年 4月 5日

- 5 届出年月日
平成17年 3月18日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年 4月 4日から平成17年 8月 4日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日
付け12産振第137号)様式第 8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年 4月 4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
とをしや薬局 平田店
松本市平田土地区画整理事業 9 街区 4 画地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)とをしや薬局
南安曇郡穂高町大字穂高6061
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(株)とをしや薬局
南安曇郡穂高町大字穂高6061
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年11月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,653平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 120台
 - (2) 駐輪場の収容台数 62台
 - (3) 荷さばき施設の面積 30平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 6立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)とをしや薬局	午前10時	午後 8 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分から午前 5 時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 6 か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで
- 8 届出年月日
平成17年3月18日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課
- 10 縦覧の期間
平成17年4月4日から平成17年8月4日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成17年4月4日

長野県知事 田中康夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
埴科郡坂城町	地籍簿及び地籍図	平成12年度から平成16年度まで	大字網掛の一部	平成17年4月4日
埴科郡坂城町	地籍簿及び地籍図	平成12年度から平成16年度まで	大字網掛の一部	平成17年4月4日
埴科郡坂城町	地籍簿及び地籍図	平成14年度から平成16年度まで	大字網掛の一部	平成17年4月4日
木曾郡木祖村	地籍簿及び地籍図	平成14年度から平成16年度まで	大字藪原の一部	平成17年4月4日
北佐久郡軽井沢町	地籍簿及び地籍図	平成14年度から平成16年度まで	大字軽井沢及び大字峠町の各一部	平成17年4月4日
佐久市	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成16年度まで	下越の一部	平成17年4月4日
佐久市	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成16年度まで	常和及び内山の各一部	平成17年4月4日
南佐久郡小海町	地籍簿及び地籍図	平成14年度から平成16年度まで	大字稲子の一部	平成17年4月4日

農村整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月4日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
個人事業税課税資料収集業務
- (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間

平成17年4月14日から平成17年5月13日まで

(4) 入札方法

マイクロ複写及び引伸ばし1枚当たりの単価(小数点以下第2位まで)について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部税務課
電話 026(235)7048

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年4月11日 午前11時
イ 場所 長野県長野保健所 103号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成17年4月8日 午後5時
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570
長野県総務部税務課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

税 務 課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年4月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

諏訪都市計画地域地区（用途地域）

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び諏訪市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年4月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

諏訪都市計画高度地区 諏訪湖周辺高度地区

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び諏訪市役所

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 入札の対象とする保険契約

県管理の国県道における道路上の事故の損害賠償に対応するための道路損害賠償責任保険契約

(2) 保険の内容

ア 種類

道路損害賠償責任保険

イ 保険対象道路

県が管理する全道路（平成16年4月1日現在 5,180.5km）

ウ 対人賠償限度額

1名につき 1億円

1事故につき 5億円

エ 対物賠償限度額

1事故につき 4,000万円

オ 免責金額

0円

(3) 保険期間

平成17年4月24日午後4時から平成18年4月24日午後4時まで

(4) 入札方法

保険料の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に国又は地方公共団体と道路損害賠償責任保険の契約実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社、支店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下696-2

長野県土木部道路維持課

電話 026 (235) 7301

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年4月15日（金）午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年4月14日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路維持課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月4日

長野県飯田養護学校長 大熊隆明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

29人乗り2WDマイクロバス 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

平成17年6月20日

(4) 納入場所

長野県飯田養護学校

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関して、アフターサービス及びメンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

下伊那郡喬木村1396-2

長野県飯田養護学校

電話 0265(33)3711

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年4月15日(金) 午後1時30分

イ 場所 下伊那郡喬木村1396-2

長野県飯田養護学校 会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要です。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

自律教育課